

使用前確認証

原規規発第 2107265 号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄 殿

令和2年11月13日付け令02原機(温H)005(令和3年4月14日付け令03原機(温H)001、令和3年6月15日付け令03原機(温H)003をもって一部変更)をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条第3項の規定に基づき確認したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第3条の6の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年7月26日

原子力規制委員会